

令和8年度事業計画書

公益法人としての社会的信用の維持に努め、財団独自業務及び岡山県からの動物愛護関係受託業務を効率的に推進し「人と動物が共存できる豊かな地域社会」の実現を目指し、次のとおり積極的に取り組んでいく。

1 会議の開催

(1) 理事会

第41回定時理事会を令和8年5月に、第42回定時理事会を令和9年3月に開催するほか、必要に応じて理事長が招集する。

(2) 評議員会

第20回定時評議員会を令和8年6月に開催するほか、必要に応じて理事長が招集する。

2 事業の実施

I 公益目的事業1

(1) 体験活動事業

ア 講習会活動事業

(受託事業)

(ア) 犬のしつけ方教室

動物愛護センターで毎月講習会を1回、実技を2回開催する。

(イ) 出張「犬のしつけ方教室」

センター以外の場所において、市町村及び団体等から犬のしつけ方教室の実施依頼があった場合に実施する。

(ウ) しつけ方フォローアップ教室

犬のしつけ方教室受講者を対象に、しつけ方の復習及び情報交換を行う。

イ 動物ふれあい教室

(受託事業)

幼稚園・保育園児及び小学校児童(団体)を中心に随時開催するとともに要望に応じて幼稚園等へ出向いて開催する。また、一般の方を対象に定期的(毎月1回)に開催するとともに、家族連れの来場者に対しては、ミニふれあい教室を随時開催する。

(2) 普及啓発事業

ア 動物愛護週間事業

(受託事業)

* 9月に岡山駅周辺で関係団体とともに街頭キャンペーンを実施し、動物愛護と適正飼養等の普及啓発を行う。

* 動物愛護週間(9月20日～26日)関連事業として、センターと協力して動物愛護フェスティバルを開催し、パネル展、写真展、動物ふれあい、犬のしつけ方教室及び相談コーナー等の各種行事を行うとともに、動物愛護の普及啓発を行う。また、市町村及び岡山県獣医師会並びに団体等が開催する動物愛護週間事業に積極的に参加する。

イ ボランティアの募集及び育成・管理

(受託事業)

* 当財団の実施する事業に協力していただけるボランティアを募集し、活動主旨に賛同する方に対してボランティア登録を行う。

登録ボランティアに対して、研修会を開催し、資質の向上を図る。

* 動物ふれあい教室等の事業に参加協力してもらえる飼い犬の育成を促進するため、ボランティア犬育成講座を開催する。

ウ 譲渡犬の里帰り交流会の開催

(受託事業)

センターから譲渡された犬及び飼い主さんに集まってもらい、犬との生活がより楽しくなるよう、生活状況、飼育における悩みなどの情報交換を行い、飼い主間の交流を促進する。

エ 譲渡猫写真展の開催

(独自事業)

譲渡猫の写真展を開催し、譲渡猫が飼い主の下で成長している写真を通じて猫の譲渡に関する理解を深めてもらう。

オ 愛護組織育成事業

(独自事業)

広く県民に動物愛護思想の普及啓発と、動物に関する知識や飼養管理上のモラルの向上を図るため「ふれあい動物友の会」の会員並びに協賛施設の募集を行い、組織の拡充を図る。

また、会報紙を年2回発行して、「ふれあい動物友の会」会員並びに市町村及び関係団体に配布して、動物愛護ネットワークの輪を広げる。

カ 広報活動事業

(受託事業)

(ア) 各種啓発資材の作成・活用

犬・猫等の正しい飼養管理等に関する啓発資材を作成・活用する。

(イ) 財団ホームページの活用

各種イベントの案内や活動状況を掲載するとともに、イベント申し込み等、各種情報の授受を行う。

(ウ) 定期広報紙の発行

行政広報紙として、動物愛護に関する各種イベントや情報等を掲載した広報紙を年2回発行し、県民に情報発信する。

キ 公開セミナー開催事業

(独自事業)

犬、猫の高齢化が進む中で、終生飼養の必要性、そのための、健康管理等について分かり易く、身につく講習会等を開催する。

(3) 相談事業

動物なんでも相談事業

(受託事業)

窓口、電話及びメールでの動物に関する相談を受け、助言指導を行う。

(4) 犬・猫の飼い方講習(譲渡講習)会及び譲渡会

(受託事業)

犬・猫の適正飼養ができるよう関係法令等の他、日常管理に関する基礎的な知識についての講習を行い、モラルの向上と動物愛護精神の啓発を図る。

また、毎月飼い方講習会を開催し受講者を対象に譲渡会を開催し、譲渡条件を満たす希望者に犬又は猫を譲渡する。

(5) 北広場(ドッグラン)の管理関係業務

(受託事業)

施設、設備の管理を行うとともに、受付時には、狂犬病予防法遵守(犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票着用)の啓発を行う。

また、ドッグラン利用登録カード(らんらんカード)の交付を促進し、ドッグランの利用者数の増加を図る。

(6) 調査研究事業

(独自事業)

動物愛護や適正飼養に係る調査研究のために、図書等を計画的に整備充実するとともに整備した資材については、愛護館利用者及び「ふれあい動物友の会」会員等に活用してもらう。

(受託事業)

(7) その他の受託事業の実施

岡山県から受託したふれあい飼育棟での譲渡候補犬・猫の社会化を伴う飼育管理業務、ボランティアの連絡調整業務、ふれあい教室活躍動物の飼育管理業務、愛護館管理業務及び中央広場の管理業務等を適正に行う。

II 公益目的事業2

(1) 助成金交付事業

(独自事業)

犬・猫不妊去勢手術費助成事業

飼い犬又は飼い猫に不妊去勢手術を実施する飼い主(県民)に対して、その手術費の一部を助成することで不妊去勢手術の普及を図り、計画外の出産による不幸な命を増やさないようにすることで、人と動物が共存できる豊かな地域社会実現の一助とする。